

指定障害福祉サービス事業所等
設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部
生きがい推進局障がい福祉課長

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等の適切な実施について

平素から、本県の障がい福祉施策の推進に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、前年度の実績等により基本報酬の算定区分が決定される場合や加算等の算定可否に変更が生じる場合は、「介護給付費等（または障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出書」（以下、「体制届」という。）の提出が必要となります。

また、人員配置や利用定員の変更など、事業所体制の見直し等により、新たに加算を算定する場合、または、指定基準等において配置が必要とされている従業者が確保できない等により報酬が減算となる場合も、体制届の提出が必要です。

つきましては、令和 8 年 4 月から体制等の変更を予定されている事業所等は、各指定権者に対して体制届を提出していただくなど、手続きに遺漏のないようお願いいたします。

※松山市指定の事業所等は、松山市の通知に従ってください。

記

1. 届出対象サービス

- (1) 前年度の実績により基本報酬区分が決定されるサービスのうち、下表に記載しているサービスについては、報酬区分の変更がなくても必ず体制届を提出してください。

サービス名	対象事業所	提出書類(※1)
就労移行支援	全事業所	別表 1、別添、確認資料
就労継続支援 A 型		別表 2、別添(全体表・実績)、 参考表 兼 前年度工賃実績報告用様式(※2)
就労継続支援 B 型		別表 3(※3)、別添(※4)、 参考表 兼 前年度工賃実績報告用様式
就労定着支援		別表 4、別添、確認資料
地域移行支援	サービス費(I)または (II)を算定する事業所	別表 5、確認書類

※1 体制届出書(様式第 5 号)、体制等状況一覧表に添付する書類

※2 体制届に添付する本様式は、「就労継続支援 A 型(雇用有)の算定除外」の対象者がいる場合も必ず記載のうえ提出すること。(別途通知予定の「前年度工賃実績報告」として提出する場合は、前述の算定除外対象者の記載は不要。)

※3 令和 8 年臨時報酬改定を含んだ様式に変更を予定しているため、内容が決まり次第改めてご提示します。(令和 8 年 3 月末頃予定)

※4 サービス費(IV)～(VI)を算定する場合

- (2) 令和 8 年 4 月より、基本報酬の区分変更又は加算等の異動(加算の新規算定・算定中の加算の区分変更や終了)がある場合は、全サービスが対象です。現在算定している報酬・加算等についても、指定基準等で定める必要人員や加算の算定要件となる人員が配置されているか必ず自己点検を行い、変更がある場合は届出を行ってください。

(参考資料「人員基準の確認について」)

2. 届出提出期限

(1) 算定される単位数が増える(報酬が増額となる)場合

令和8年4月サービス提供分から算定する場合は、**令和8年3月19日(木)【必着】**

※毎月15日以前に届出された場合は翌月から、16日以降に届出された場合は翌々月から算定開始。

今回は様式の大幅変更等に伴い、通常よりも期限を延ばした特例対応としている。

(2) 前年度末日までの実績により基本報酬や加算の区分が決まる場合

令和8年4月サービス提供分から算定する場合は、**令和8年4月15日(水)【必着】**

※就労系サービスの基本報酬等、前年度末日までの実績によって報酬区分が決まるものは、上記期限までに届出された場合は令和8年4月サービス提供分から算定可能。

(3) 加算等が算定されなくなる(報酬が減額となる)場合

速やかに

※届出時期にかかわらず、事実が発生した日から算定不可

3. 届出先(指定権者)

(1) 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所等

東予地方局地域福祉課 福祉指導グループ

〒793-0042 西条市喜多川796-1 TEL 0897-56-1300 (内線241又は284)

(2) 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所等

中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ

〒790-8502 松山市北持田町132番地 TEL 089-909-8756

(3) 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所等

南予地方局地域福祉課 福祉指導グループ

〒798-8511 宇和島市天神町7番1号 TEL 0895-22-5211 (内線381又は246)

(4) 松山市所在の事業所等

①指定障害福祉サービス事業所・施設等 } → 松山市 (※松山市の様式で提出)

②指定障害児通所支援事業所

③指定障害児入所施設 → 中予地方局地域福祉課 (上記(2)の届出先)

4. 届出方法

郵送にて提出 (※窓口混雑緩和のため原則郵送にて提出してください)

5. 届出様式

愛媛県庁ホームページに掲載しています。

【掲載場所】

医療・福祉・子育て>障がい福祉課>サービス事業者>令和8年度体制等届出について

<https://www.pref.ehime.jp/page/139855.html>

6. 留意事項

(1) 適正な報酬等の請求について

前年度の実績（平均利用者数、対象利用者の有無・割合等）により報酬算定区分が変わる基本報酬及び加算の一例を、下記に記載しますので特に御確認ください。

※なお、昨年度様式にありました「前年度の平均利用人数算定表」については、今年度より「勤務形態一覧表」と一体化様式になっているため、ご注意ください。
（共同生活援助については、今までどおり住居ごと平均利用人数の算定が必要なため、コピーして住居ごとに作成ください。）

《前年度実績等に基づき算定区分が決まる主な報酬・加算》 ※計画(障害児)相談支援は、各市町に提出。

●：区分変更の有無にかかわらず令和8年4月以降の報酬を算定する場合は必ず届出が必要

○：区分等に変更がある場合は届出が必要

サービス種類 対象報酬・加算 (一例)	訪問系 (居宅・重度訪問 同行・行動)	療養介護	生活介護	機能訓練	(生活訓練 宿泊型除く)	就労選択支援	就労移行	就労A	就労B	就労C	宿泊型自立訓練	GH	施設入所支援	就労定着支援	地域移行支援	計画(障害児)相談	児童発達支援	放課後等デイ	福祉型児入所
基本報酬							●	●	●					●	● (※1)		○		
特定事業所加算	○															○			
人員配置体制加算		○	○									○							
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
重度障害者支援加算 (I)(II)			○									○	○						
就労移行支援体制加算			○	○	○			○	○										
移行準備支援体制加算							○												
夜勤職員配置体制加算													○						
賃金向上達成指導員配置加算								○											
目標工賃達成指導員配置加算									○										
目標工賃達成加算									○										
重度者支援体制加算								○	○										
通勤者生活支援加算											○	○ (※2)							
夜間支援等体制加算											○	○ (※2)							
地域移行支援体制強化加算											○								
就労定着実績体制加算														○					
常勤看護職員等配置加算(I)(II)(III)			○																
看護職員加配加算																	○ (※3)	○ (※3)	
看護職員配置加算(II)																			○

※1 サービス費(I・II)を算定する場合 ※2 日中サービス支援型を除く ※3 重心の場合

(2) 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援に係る自己評価結果等公表の報告について

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援においては、自己評価結果等について、年1回以上の公表及び指定権者への報告が必要です。

公表及び報告を行っていない事業所は、自己評価結果等未公表減算の対象となりますので、速やかに御対応をお願いします。

- ・令和7年3月末までに指定を受けた事業所：令和8年2月28日（金）までに
- ・令和7年4月1日以降に指定を受けた事業所：指定年月日又は前回の自己評価結果等公表の報告日から1年以内

(参考) 愛媛県ホームページ 障害児通所支援に係る指定基準等の見直しについて（自己評価結果公表）

<https://www.pref.ehime.jp/page/6029.html>

(3) 障害福祉サービス等情報公表制度による経営情報の報告について

令和7年度より現行の情報公表における報告項目のほかに「経営情報」を毎年会計年度終了後3月以内に報告する仕組みが追加されました。

令和8年4月1日以降、経営情報の報告を行っていない事業所は、情報公表未報告減算の対象となりますので、速やかに御対応をお願いします。

- ・令和6年度決算情報：令和8年3月31日（火）までに
- ・令和7年度以降決算情報：会計年度終了後3月以内

(参考) 愛媛県ホームページ 障害福祉サービス等情報公表制度について

<https://www.pref.ehime.jp/page/6118.html>

(4) 共同生活援助・施設入所支援における地域連携推進会議の開催等について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、入所者の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、地域移行を推進するための取組みが令和8年度から義務付けられました（令和7年度中は努力義務）。

施設入所支援事業所におかれては、適切な御対応をお願いします。

① 地域移行等意向確認等に関する指針の作成

施設として、入所者への意向確認の手順や方法を明確に示した指針を作成し、支援者が一貫した支援を提供できるようにすること。

② 地域移行等意向確認担当者の選任

入所者の地域生活への移行や入所している施設外の障害福祉サービスの利用等についての意向確認を定期的に行う担当者を選任すること。

③ 意向確認の実施と個別支援計画への反映

地域移行等意向確認担当者は、すべての入所者に対して、現在の障害福祉サービス等の利用状況を把握したり、地域生活への移行や施設外の日中活動系サービスの利用に関する意向等について定期的に確認したりして、その内容を個別支援計画の作成に係る会議に報告すること。

(参考) 愛媛県ホームページ 厚生労働省及び子ども家庭庁からの通知等について

<https://www.pref.ehime.jp/page/6070.html>

(令和7年4月16日付 障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル)

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
障がい支援係

TEL 089-912-2424 FAX 089-931-8187

※体制届については各地方局地域福祉課へお問合せください。